

基金情報

No. 94

平成21年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成21年度・主要事業概況

| 事項 | 10月末数 | 対前月増減数 | 事項 | 10月末数(累計) | |
|-------------|---------|---------|-------------|------------------------|-----------------------|
| 事業所数(件) | 237 | 0 | 年金掛金 | 調定額(円) 974,818,412 | |
| 加入員数(人) | 男子 | 5,075 | -19 | 収納額(円) 967,716,972 | |
| | 女子 | 2,267 | -1 | 収納率 99.27% | |
| | 計 | 7,342 | -20 | 事務費掛金調定額(円) 39,947,316 | |
| 平均標準給与月額(円) | 男子 | 333,221 | 1,273 | 資産運用 | 信託資産額(時価) 251億0,215万円 |
| | 女子 | 225,734 | 812 | | 修正総合利回り 13.45% |
| | 計 | 300,032 | 1,056 | | ベンチマーク差 11.77% |
| 受給者数(人) | 6,071 | 4 | 慶弔金の支給件数・金額 | 62件102万円 | |
| 平均年金額(円) | 501,565 | 1,084 | 年金相談件数 | 454件 | |

事業主
の皆様へ

「賞与支払届」について

一 賞与とは 一

年3回以下(毎年7月1日現在で前1年間の賞与の支給回数が3回以下である)の賞与・決算手当等を「賞与」とし、支給時には「賞与支払届」を社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出する必要があります。なお、年4回以上支給(就業規則等で明確に定められている場合など)される賞与については年間賞与額の1ヶ月平均額を各月の給与に含めて「標準報酬月額」が決定され、毎月の保険料(掛金)として納めていただくこととなりますが、支給回数が4回以上あっても、その年に限って臨時的・一時的に支給された場合等は、賞与として取り扱われます。

◆ 賞与支払届の提出 ◆

賞与を支給した際には、支給日から5日以内に「賞与支払届」に総括表を添付して社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ届出する必要があります。なお、健康保険の標準賞与の上限を超えた場合や資格喪失日の前日までに支給された賞与および育児休業の保険料免除期間中に支給された賞与についても、健康保険の年間賞与累計の対象となるため、「賞与支払届」の提出が必要です。(賞与の支給がない場合、不支給として「賞与支払届総括表」の提出が必要です。)

◆ 70歳以上の方の賞与支払届の提出 ◆

昭和12年4月2日以降生まれの70歳以上の被用者に該当する人に賞与が支給された場合は、健康保険組合へ提出する「賞与支払届」とは別に社会保険事務所へ「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の提出が必要です。

◆ 賞与にかかる保険料(掛金)の算出 ◆

賞与にかかる保険料(掛金)は、毎月の給与にかかる保険料(掛金)と同様に、資格取得月から資格喪失月の前月までの間に支給された賞与が対象となります。賞与にかかる保険料(掛金)の算出方法は、毎月の給与にかかる保険料(掛金)と同様に、厚生年金保険・健康保険組合・厚生年金基金それぞれの保険料(掛金)率を乗じて算出します。なお、賞与にかかる保険料は、実際の賞与支給額から千円未満の端数を切り捨てた額(下記上限額あり)を「標準賞与額」として算出します。

(平成21年9月1日現在の賞与にかかる乗率) 厚生年金保険1000分の119.04(事業主・本人折半)、厚生年金基金1000分の38(事業主・本人折半)、全国硝子業健康保険組合1000分の79、介護保険1000分の11.9(事業主・本人折半)

◆ 標準賞与額の上限 ◆

標準賞与額は、厚生年金保険・健康保険組合・厚生年金基金それぞれに上限が設けられています。

■厚生年金保険・厚生年金基金の上限は、賞与支給1回あたり150万円(同一月に2回以上賞与が支給された場合は、合算して150万円を上限として算出)

■健康保険組合の上限は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間の累計で540万円(年間の累計で算出されるため、同年度の2回目以降の賞与支給の際は注意が必要)

◆ 資格取得および資格喪失時の保険料(掛金) ◆

毎月の給与にかかる保険料(掛金)と同様に、賞与にかかる保険料(掛金)は、資格取得日の属する月から資格喪失日(退職日の翌日)の属する月の前月までとなっております。例えば、資格喪失日が12月15日(退職日は12月14日)の人が、12月中に賞与支給があった場合、賞与支給日が喪失日前でも後でも12月中に支給される賞与にかかる保険料(掛金)はありませんが、喪失日の前日までの賞与については「賞与支払届」の提出が必要となりますので、喪失日前に支給された賞与については注意が必要です。

◆ 育児休業中の保険料(掛金) ◆

毎月の給与にかかる育児休業中の保険料(掛金)免除期間同様に、賞与にかかる育児休業中の保険料(掛金)免除期間は、「育児休業の開始日の属する月から育児休業終了日の翌日の属する月の前月まで」です。例えば、育児休業の開始日が12月15日である場合、12月10日に支給された賞与は、育児休業の開始日前に支給されていても保険料(掛金)は免除されます。また、育児休業の終了が12月20日の場合は、その翌日の属する月の前月である11月分までが免除対象となるため、12月中に支給される賞与は免除対象にはならないので注意が必要です。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

≪口座振替銀行≫
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

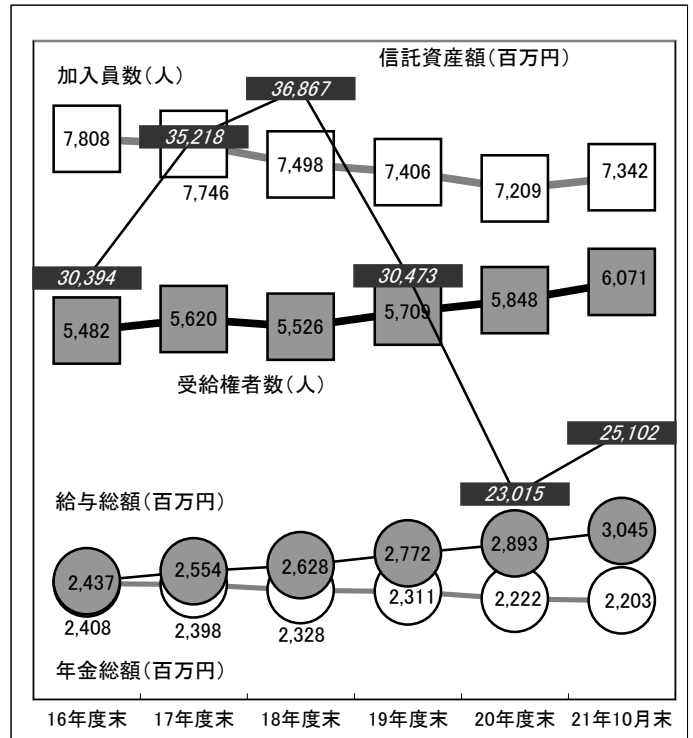
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

***11月分の掛金納入期限は、平成22年1月4日となりますので、ご協力お願いいたします。**

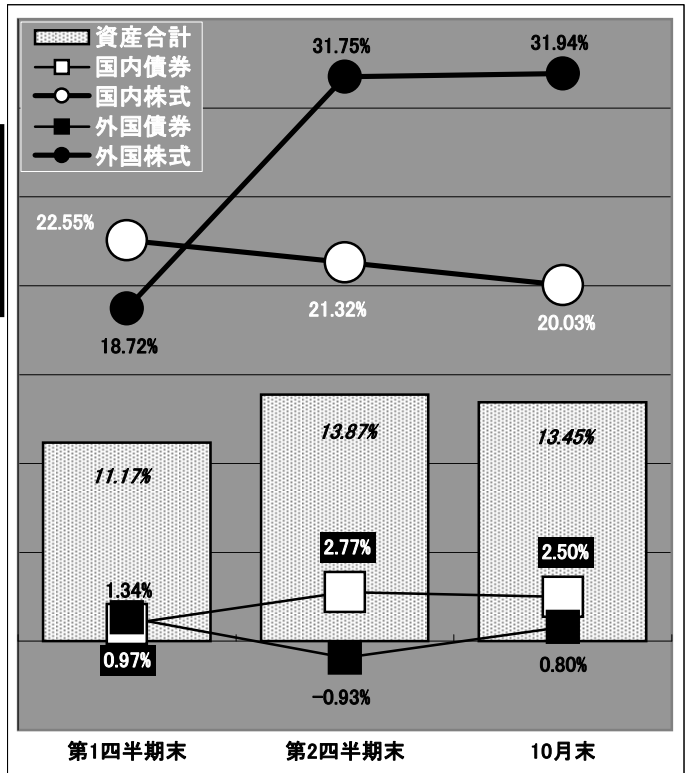
設立事業所の異動(規約変更関係等)・10月処理分

| 異動区分 | 事業所名 | 異動内容(新) | 適用年月日 |
|------|------|---------|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成21年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>